

富里市業務継続計画

～ *BCP* ～



令和3年9月

富 里 市

平成30年3月策定



目 次

はじめに	2
第1章 富里市業務継続計画策定の目的と概要	3
1. 策定の目的	3
2. 業務継続計画の概要	3
第2章 地域防災計画と業務継続計画との関係	6
第3章 被害想定等	7
第4章 業務継続のための資源の確保	10
第5章 業務継続計画の継続的な推進	15

【別紙】

別紙1	業務継続タイムライン（基準）
別紙2	非常用コンセント配置図
別紙3	非常用発電機一覧
別紙4	各班の必要資源表
別紙5	各部の非常時優先業務

～ は じ め に ～

日本列島は、環太平洋火山地帯に位置し、ユーラシアプレート・北米プレート・太平洋プレート・フィリピン海プレートが複雑に入り組んだ国土で地震大国である。

近年では、阪神淡路大震災、東日本大震災、平成28年熊本地震等、日本の近代史に残る地震災害が発生している。

阪神淡路大震災では、断層直下の内陸型地震により、倒壊家屋による圧死と火災による死者が全体の8割にのぼり、液状化現象も多数確認された。東日本大震災では、海溝型のプレート地震により、津波による被害と福島第1原発事故の自然災害と人災の複合的な要因によって、甚大な被害が発生した。

平成28年熊本地震では、内陸型地震の前震と本震を伴う2回の大きな揺れによって、家屋の倒壊や土砂崩れによる多数の死傷者が出た。また、2,000回を超える余震への不安から避難所の駐車場で車中泊をする避難者が続出してエコノミークラス症候群による地震関連死が33名に達するなど大きな問題となった。

そして、これらの震災に共通する事項として発災直後から一定期間、多数の地方自治体が「職員の参集体制の不備や職員自身の被災といった人的要因と庁舎等の施設の損害」「電源、燃料、通信システム、飲料水、食料等、資源の事前確保の不備」といった物的要因によって、機能不全に陥った事実があった。

このような過去の災害の教訓と市の現状を踏まえると、本市も房総沖の海溝型地震（千葉県東方沖地震）と内陸型地震（首都直下地震）の危険にさらされており、大規模地震が、いつ発生してもおかしくない状況である。

（内閣府首都直下地震モデル検討会（平成25年12月）では、首都直下地震が、今後30年（2013年から2043年）の間で70%の確率で発生すると試算されている。）

このことから、災害応急対策業務を全庁体制で取り組みつつ、各課等の所掌する通常業務のうち、災害時であっても行政サービスを継続すべき優先度の高い通常業務を平素から認識して、並行的に実施できることが、極めて重要である。

具体的には、災害発生直後に災害対応の初動を失敗しないためにも職員一人ひとりがパニックに陥らずに「当面何をするのか。」を認識して、災害対策本部の指示を待つことなく先行的に実施することが重要であり、そのためには、全職員の防災に対する責任感と意識改革が、特に必要である。

第1章 富里市業務継続計画策定の目的と概要

1. 策定の目的

大規模な地震等が発生した場合、市役所は、災害応急対策及び災害復旧対策、さらには災害復興の中心として、重要な役割を担っている。

また、災害時であっても必要な通常業務は、継続して行わなければならない。

しかしながら一方で、庁舎の被災、断水、停電、通信途絶などの機能低下や休日・夜間での職員参集の遅れ等により、市役所の各種活動に支障が生じる可能性がある。

地震発生時の利用できる資源（人、物、時間、情報及びライフライン等）に制約がある状況においては、市役所が全てのニーズに対応することは困難であり、あらかじめ、富里市域の災害リスクを考慮して備えを行うとともに、応急業務や優先度の高い通常業務を定め、発災直後から業務を継続できる体制を整えておくことが重要である。

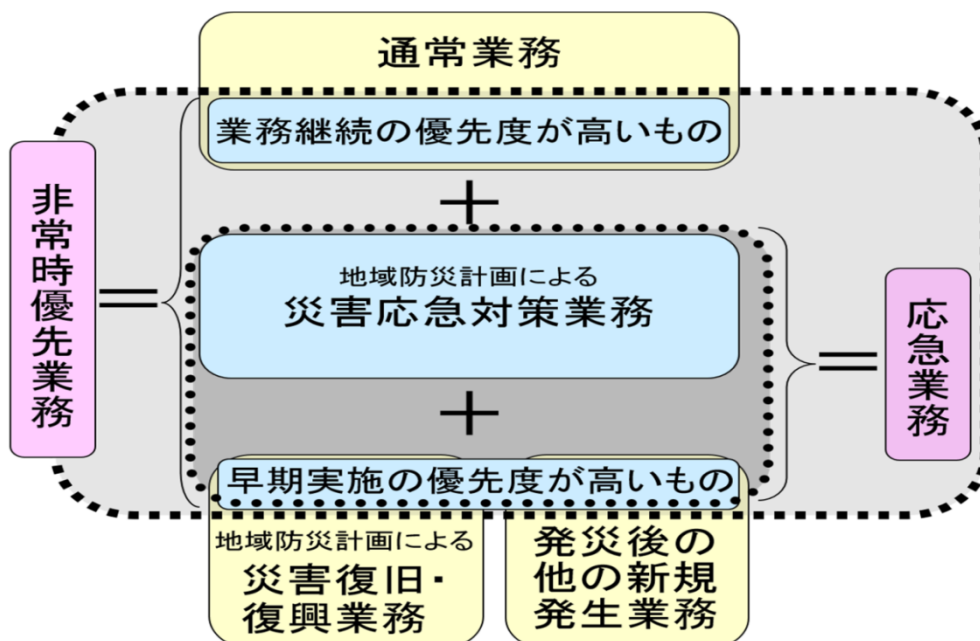
そのため、大規模な地震が発生した場合を想定し、地震等による影響によって市役所機能が低下する状況にあっても努めて業務を継続し、早期にできるだけ通常レベルに復旧させるための事前対策として「富里市業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

2. 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画の目的

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、物、時間、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を明らかにするとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分、計画の発動・解除に関する事項の明確化、指揮命令系統の代行順位等について、必要な措置を講ずることにより、被害を伴う大規模な地震災害時等にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

■業務継続計画のイメージ



(2) 業務継続の基本方針

市は、大規模地震災害時等における非常時優先業務について、次の方針に基づき、業務継続を図るものとする。

- ① 災害発生時においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、富里市地域防災計画に位置づけられた災害応急対策業務を最優先する。
- ② 発災から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点をおくこととなるため、市民生活に著しい影響を与える通常業務以外の通常業務は、いったん停止する。
- ③ 休止、縮小する通常業務は、平素の業務量をもって判断せず、市民の生活維持等に係る重要度をもって判断する。
- ④ 市役所及び日吉台出張所を除く市の公共施設は、避難所開設等の災害対策として使用する場合等のほか、原則として一般利用を休止する。
- ⑤ イベント、会議等は、原則として中止・延期する。(災害対策本部会議を除く。)
- ⑥ 業務継続の優先度が高い通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

(3) 適用範囲

本計画を適用する範囲は、富里市の業務とする。

(4) 業務継続タイムライン

本計画の適用する業務継続の時間的基準を別紙のとおり定める。

別紙 1 業務継続タイムライン (基準)

(5) 計画の発動

計画の発動は、自動発動及び市長決定による発動に区分される。

① 自動発動

富里市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置された場合、自動的に富里市業務継続計画が発動する。

② 市長決定による発動

地震等が発生し、多数の被害が発生したと予想され、市民の生命、身体及び財産を守るため必要と市長が決定した場合は、富里市業務継続計画が発動する。

(6) 計画の解除

富里市業務継続計画は、災害対策本部を廃止したとき自動的に解除となり、市役所は通常業務へ移行する。

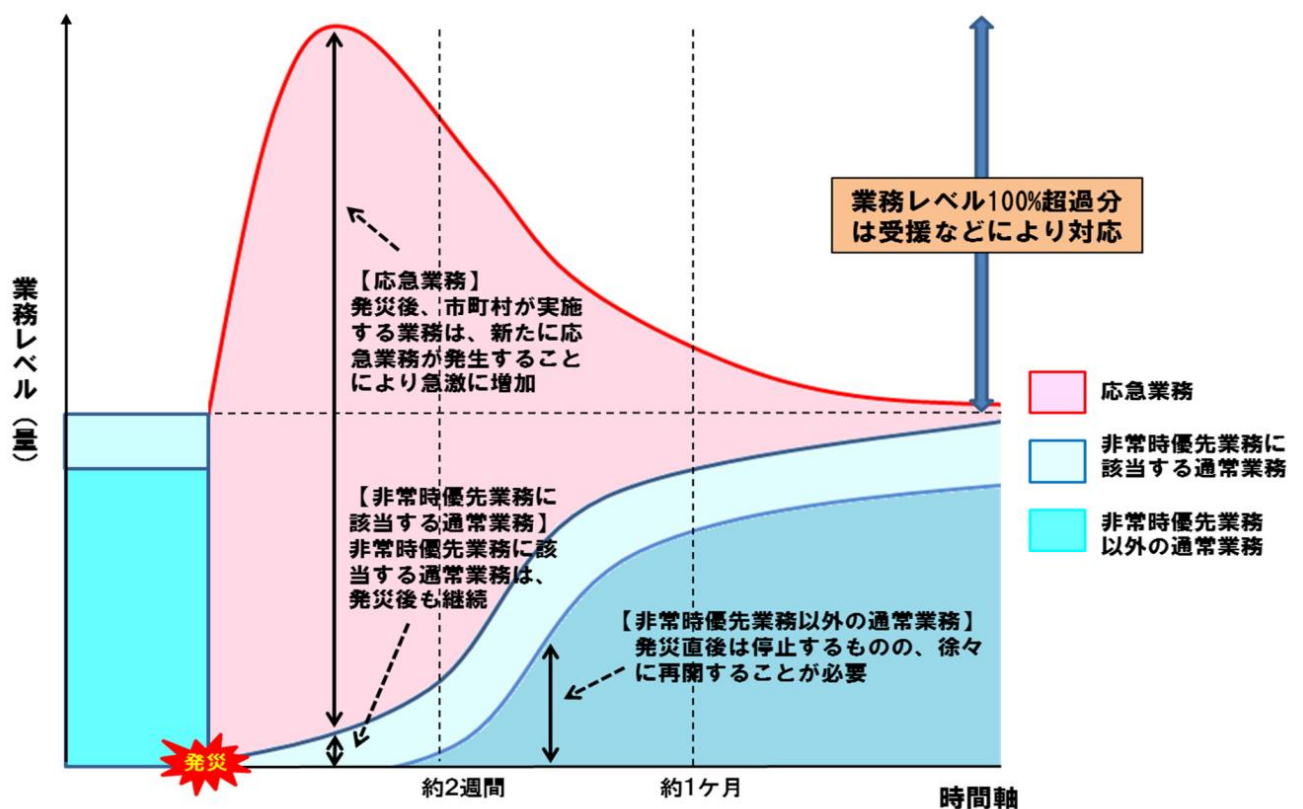
ただし、通常業務に移行すると市民の生命、身体及び財産を守ることが困難となる業務で、災害対策本部が認める業務については、本計画に基づいて業務を継続するものとする。

(7) 業務継続計画の効果

業務継続計画の効果は、次のとおりである。

- ① 業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大規模な地震にも、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、市民のニーズに応えられる。
- ② 地域防災計画や災害対応マニュアルでは、規定していない「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。
- ③ 自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

■災害対応時の業務量イメージ図



第2章 地域防災計画と業務継続計画との関係

1. 地域防災計画と業務継続計画との関係

富里市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、防災対策を定めた計画である。

また、想定される自然災害等から、市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、災害応急対策、復旧・復興に関して実施すべき事項を定めている。

一方、業務継続計画は、市役所被災による行政機能の低下や、少ない参集職員を前提として、災害対策本部の活動（応急対策業務）と優先すべき通常業務を定めた計画である。

(1) 地域防災計画と業務継続計画との相違点

地域防災計画と業務継続計画との相違点は、次のとおりである。

項 目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	市域における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時において、市役所の限られた資源を適切に配分し、災害応急対策と非常時優先業務を目標とする時期までに開始できるようにするための計画である。
法的根拠	災害対策基本法第42条	なし
実施主体	市、県、防災関係機関、民間協力機関等	市
行政の被災 (市役所機能低下)	被災は想定していない。	庁舎、職員、車両・燃料、電源、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価して活用できる資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害予防業務 災害応急対策業務 災害復旧・復興	災害応急対策業務 優先すべき通常業務
業務開始目標	必要事項ではない。	災害応急対策業務・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務従事者への飲料水 食料、休息等の確保	必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料の確保及び職員の勤務ローテーション等について検討

第3章 被害想定等

1. 被害想定等

ここでは、一例として富里市地域防災計画（総則編）の地震想定に準拠し、被害想定を本市に最も影響を与える富里市直下地震とした。なお、予測される被害は、次のとおりである。

(1) 地震の想定

計画の前提とした想定地震とその概要

想定地震	規模	震源深さ	資料
富里市直下地震	Mw6.8	5km	内閣府首都直下地震モデル検討会（平成25年12月）を参考に独自に設定

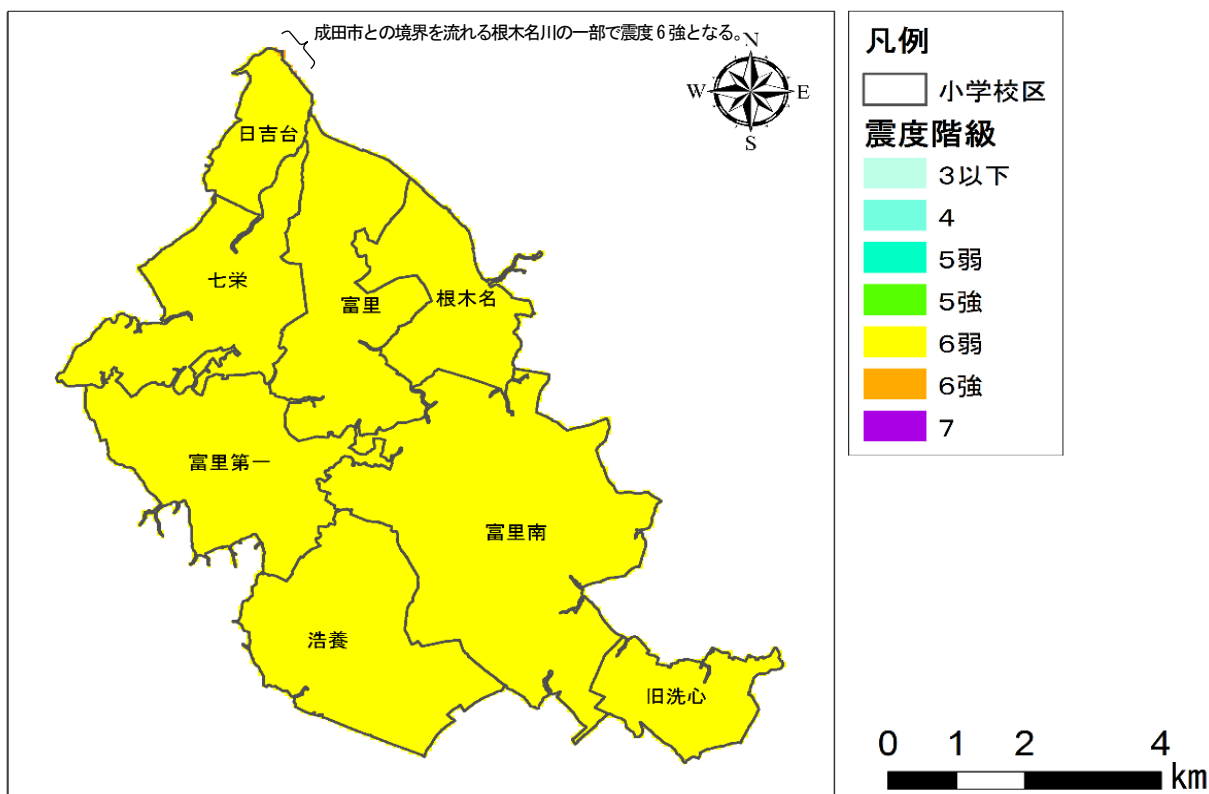
(2) 震度・液状化予測

富里市直下地震が発生した場合、ほぼ全市域で震度6弱の揺れが想定され、日吉台小学校区の根木名川沿いの低地の一部では震度6強の揺れが想定される。

これは、市が東日本大震災で経験した震度5弱よりも3段階大きな揺れである。

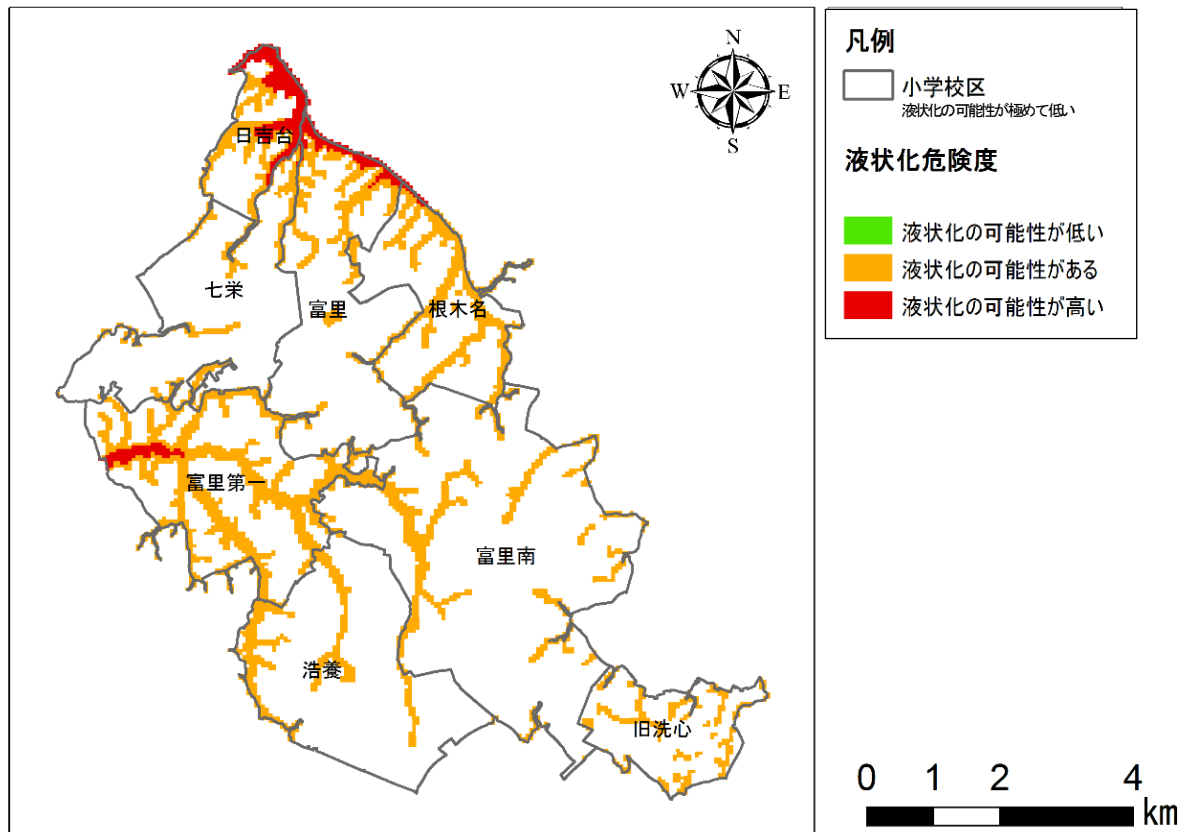
液状化は、根木名川、高崎川沿いの低地で発生する可能性の高いことが分かる。

■富里市直下地震（Mw6.8）における震度分布



【資料】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

■富里市直下地震（Mw6.8）における液状化危険度



【資料】「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）『危険箇所に関する資料』より

(3) 被害予測

想定項目			単位	富里市直下地震 今回調査	東京湾北部地震 前回調査
地震動	最大震度階級	-	-	震度6強	震度6弱
液状化	液状化危険度	PL 値による判定	-	危険度高い	-
土砂災害	土砂災害危険度	危険度ランク A	箇所	6	-
		危険度ランク B	箇所	0	-
		危険度ランク C	箇所	1	-
建物被害	全壊棟数	揺れ	棟	1,749	2
		液状化	棟	59	0
		土砂災害	棟	3	9
		計	棟	1,811	11
	半壊棟数	揺れ	棟	4,705	113
		液状化	棟	214	2
		土砂災害	棟	7	22
		計	棟	4,926	137
火災延焼	出火件数	-	件	0	-
	焼失棟数	-	棟	7	-
人的被害	死者	建物倒壊	人	8	0
		土砂災害	人	0	0
		火災	人	1	-
		屋外転倒物等	人	0	0
	負傷者（重傷者）	建物倒壊	人	797 (122)	16 (0)
		土砂災害	人	0 (0)	4 (2)
		火災	人	1 (0)	- (-)
		屋外転倒物等	人	10 (4)	6 (2)
	要救助者	-	人	38	-
ライフライン	上水道被害	断水人口	人	25,672	-
		断水率	%	64.7	-
	下水道被害	支障人口	人	1,053	-
		支障率	%	3.4	-
	電力被害	停電軒数	軒	4,240	-
		停電率	%	12.0	-
	電話被害	不通回線数	回線	2,846	-
		不通回線率	%	12.4	-
	都市ガス被害	支障人口	人	10,527	-
		支障率	%	100	-
生活への影響	LP ガス被害	支障戸数	戸	3,149	-
		支障率	%	26.0	-
	避難者	直後	人	4,646	143
		1週間後※	人	9,480	169
		1か月後	人	9,552	143
	避難所避難者 （避難者の内数）	直後	人	2,788	-
		1週間後	人	4,740	-
		1か月後	人	2,866	-
	帰宅困難者	帰宅困難者数	人	5,798	-
		滞留者数	人	2,411	-
	食料の供給	備蓄量	食	15,239	-
		1日目の不足量	食	0	-
		2日目の不足量	食	5,837	-
		3日目の不足量	食	12,044	-
	飲料水の供給	備蓄量	リットル	7,348	-
		1日目の不足量	リットル	2,688	-
		2日目の不足量	リットル	11,040	-
		3日目の不足量	リットル	12,044	-
	毛布の供給	備蓄量	枚	2,457	-
		1日目の不足量	枚	3,118	-
		2日目の不足量	枚	3,676	-
		3日目の不足量	枚	4,234	-
	トイレの供給	備蓄量：仮設トイレ	回/日	14,688	-
		備蓄量：排便袋	回	3,300	-
		3日目までの不足量	回	0	-
災害廃棄物	災害廃棄物量	災害廃棄物量発生量	万 t	15.41	-
		仮置き場の必要面積	ha	5.55	-

第4章 業務継続のための資源の確保

1. 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。本計画は、これらの6要素について、あらかじめ定めるものである。

業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。 ○緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ○非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の災害対策本部となる代替庁舎を定める。 ○地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用電源とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ○災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ○災害の規模により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もありうる。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ○災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ○災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ○各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 首長不在時の代行順位及び職員の参集体制

① 首長不在時の代行順位

富里市地域防災計画の規定のとおり、本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

<災害対策本部の指揮権限の委任>

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 防災担当部長
---------	---------	------------

② 職員の参集体制

ア 富里市域で災害が発生、または発生するおそれのある場合に、職員の迅速な行動を促すための「災害初動マニュアル（職員必携）」を活用して、配備体制に応ずる職員の参集を実施する。

イ 職員の参集見積

勤務時間外に発災した場合の通勤距離に応ずる職員の徒歩による参集見積は、表１のとおりである。（令和３年８月現在）

ウ 参集体制の整備

各部局は、人事異動等を考慮して、職員の配備体制の見直しを実施するとともに、「富里市地域防災計画に基づく職員配備体制表」を毎年４月に更新し、防災担当課へ提出するものとする。

■表１：職員の参集見積

【各部等の徒歩による参集見積】（消防部を除く。）

区 分	1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	12 時間以内	12 時間以上	合計
総務部 参集割合	17 人 34.0%	20 人 (37 人) 40.0% (74.0%)	10 人 (47 人) 20.0% (94.0%)	3 人 (50 人) 6.0% (100%)	0 人 (50 人) 0% (100%)	50 人 100%
企画財政部 参集割合	16 人 30.8%	20 人 (36 人) 38.5% (69.2%)	11 人 (47 人) 21.2% (90.4%)	5 人 (52 人) 9.6% (100%)	0 人 (52 人) 0% (100%)	52 人 100%
健康福祉部 参集割合	20 人 20.6%	42 人 (62 人) 43.3% (63.9%)	24 人 (86 人) 24.7% (88.7%)	11 人 (97 人) 11.3% (100%)	0 人 (97 人) 0% (100%)	97 人 100%
経済環境部 参集割合	7 人 19.4%	16 人 (23 人) 44.4% (63.9%)	9 人 (32 人) 25.0% (88.9%)	4 人 (36 人) 11.1% (100%)	0 人 (36 人) 0% (100%)	36 人 100%
都市建設部 参集割合	8 人 15.1%	30 人 (38 人) 56.6% (71.7%)	11 人 (49 人) 20.8% (92.5%)	3 人 (52 人) 5.7% (98.1%)	1 人 (53 人) 2% (100%)	53 人 100%
行政委員会等 参集割合	6 人 33.3%	5 人 (11 人) 27.8% (61.1%)	5 人 (16 人) 27.8% (88.9%)	2 人 (18 人) 11.1% (100%)	0 人 (18 人) 0% (100.0%)	18 人 100%
教育委員会 参集割合	12 人 21.8%	22 人 (34 人) 40.0% (61.8%)	18 人 (52 人) 32.7% (94.5%)	3 人 (55 人) 5.5% (100%)	0 人 (55 人) 0% (100.0%)	55 人 100%
参集職員合計 参集割合	86 人 23.8%	155 人 (241 人) 42.9% (66.8%)	88 人 (329 人) 24.4% (91.1%)	31 人 (360 人) 8.6% (99.7%)	1 人 (361 人) 0.3% (100%)	361 人 100%

※…（ ）の数値は、時点での累計値

見積算定の前提

- 1 各職員の自宅から市役所までの距離を基準に算定
- 2 移動手段を徒歩とし、1 時間約 3 km の速度として算定
（3 時間以上の職員は移動中の休憩を含む。）
- 3 各課提出の「富里市地域防災計画に基づく職員配備体制表」に基づき、関係する職員を対象に算定

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定

市役所本庁舎が被災し、業務の継続が困難な場合、地域防災計画の規定に基づき、災害対策本部機能を消防本部へ移転する。

機能移転の細部要領については、消防本部との協議による。

(3) 電気、水、食料等、資源の配分・確保

① 資源配分の基本方針

資源配分の優先順位を次のとおり定める。

第1優先 人命救助・避難に必要な資源

特に被災状況の把握、対応策の決定に基づき、人命救助・避難を容易にする資源

第2優先 災害対策本部運営のために必要な資源

特に情報収集、本部長の意思決定、それに伴う災害対策を容易にする資源

第3優先 非常時優先業務のための資源

業務継続のために最低限必要な資源

② 非常用電源、発電機

ア 非常用電源(太陽光発電、自家発電機(自動運転))

電力供給先：すこやかセンター(1Fから3F)

別紙2 非常用コンセント配置図

イ 非常用発電機

保有する可搬型の非常用発電機の使用優先順は、救援・救助活動、避難所停電時の補完、日吉台出張所の機能回復用、その他の活動用の順とする。

また、非常用電源については、東京電力パワーグリッド株式会社成田支社との「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び「災害時における電源車の配備に関する覚書」により確保する。

別紙3 非常用発電機一覧

ウ 燃料の補充については、千葉県石油商業組合富里支部との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」により確保する。

③ 職員用非常食、飲料水の備蓄

ア 備蓄場所 すこやかセンター2F 防災倉庫

イ 備蓄目標量 【非常食：1食／日／人、飲料水：1ℓ／日／人】×3日分備蓄

※不足分は、国・県等のプッシュ型救援物資及び災害応援協定により確保する。

④ その他の資源

別紙4 各班の必要資源表

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時には、一般の固定・携帯電話は回線断絶又は輻輳により、実質的に通信の制限を受けるほか、通信機器は予想外の事情で使えなくなることがあるため、多様な通信機器の確保が必要である。

① 地域防災計画で規定されている通信手段

ア 災害時優先電話

イ 臨時電話 (NTT要請)

ウ FAX回線

- エ 防災行政無線（市・県）
- オ 防災・防犯メール

② 災害対応時に活用できる通信手段

- ア I P無線機（災害対策本部と避難所等対応現場との直通回線）
- イ 庁舎内のW i - F i機能（正面玄関ホール、すこやかセンター、サポートセンター）
- ウ 指定避難所のW i - F i機能
（市内小中学校、中部ふれあいセンター、北部コミュニティセンター）
- エ 福祉避難所のW i - F i機能（福祉センター、すこやかセンター）

(5) 重要な行政データのバックアップ

総務省の「地方公共団体における I C T部門の業務継続計画（B C P）策定に関するガイドライン」に記述されている重要な行政データは、次のとおりである。

① 市役所のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが、不可能あるいは相当困難なデータ

- ア 戸籍、住民基本台帳等に関する情報
- イ 税金や上下水道料金等の収納状況等に関する情報
- ウ 国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報
- エ 許認可の記録、経過等の情報
- オ 重要な契約、支払い等の記録の情報

② 災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類

- ア 住民記録～住民の安否確認のためなど
- イ 外国人情報～居住している外国人の安否確認のためなど
- ウ 介護受給者情報
- エ 障害者情報
- オ 難病患者情報
- カ 妊産婦及び子供の情報
- キ 道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ
- ク 情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書
- ケ その他、各課の業務継続に必要なデータ、プログラム等

③ 庁内データのバックアップの細部は、情報担当課の計画による。

(6) 非常時優先業務の整理

各部局は、所掌する災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を時系列に整理した業務整理表を作成するものとする。

① 非常時優先業務の時系列整理区分

非常時優先業務の整理区分を次のとおりとする。

区 分	ランク	内 容
非常時優先業務	A	発災から3時間以内に開始すべき業務 市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務
	B	発災から24時間以内に開始すべき業務 市民の生命、身体及び財産に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
	C	発災から72時間以内に開始すべき業務 市民の生命、身体及び財産に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、努めて早期に対策を講じることが必要な業務
	D	発災後、2週間程度から開始すべき業務 市民の生命、身体及び財産に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、対策を講じることが必要な業務
	E	発災後、1ヵ月程度から開始すべき業務 応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、業務の中断が市民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務

② 非常時優先業務の整理要領

「誰に」「何を」「いつ」「どこで」「いつまで」実施するかを明確にして、災害の初動で迷わずに業務が遂行できるよう留意する。

別紙5 「各部の非常時優先業務」

③ 各課（班）の業務マニュアル等の作成

各部局においては、業務の細部実施要領をマニュアル化して、担当者が不在時でも業務が遂行できるように準備する。

第5章 業務継続計画の継続的な推進

1. 業務継続計画の継続的な推進

業務継続計画に基づいて、災害対策本部業務及び非常時優先業務を効果的に遂行するためには、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（BCM）を推進していく必要がある。

職員全員が業務継続計画の必要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たすため、教育や訓練を通じて個々の役割（業務）を確認することが重要である。

また、その過程を通じて洗い出された課題と対策を検討して、計画に反映することが必要である。

このように、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）というPDCAサイクルを通じて、計画を改善していくことが極めて重要である。



(1) 推進体制

業務継続マネジメント（BCM）を全庁的に運用・推進するための組織を構築し、推進体制を整備する。

(2) 教育訓練の実施

業務継続計画は、一旦策定すればよいというものではない。

計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要である。そのため、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部等を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類がある。これらの訓練を計画的に実施して、明らかになった課題や改善点を業務継続計画の改訂で確実に反映する。

防災担当部署は、業務継続に係る訓練を計画・実施するものとする。

(3) 定期的な点検・是正

電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平時から設備等の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

各課等においては、計画策定後も訓練の積極的参加や必要資源の定期的な点検を実施するとともに、組織変更、人事異動の都度、非常時優先業務の担任区分の見直しを実施する等、常に最新の状態を維持して業務継続の実効性を高めることに留意する。

富里市業務継続計画

令和3年9月改訂
平成30年3月策定

編集発行 富里市総務部防災課

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1
Tel: 0476-93-1114 Fax: 0476-93-9954
e-mail: bousai@city.tomisato.lg.jp